

株主総会参考書類 第3号議案別冊

平成21年3月期における株式会社セントラルユニ計算書類等

事業報告

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

グリーンホスピタルサプライ株式会社

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、サブプライムローン問題や、原油・原材料価格の高騰を背景とした世界経済の減速を受け、先行きの不透明感が強まりました。年後半には、米国の大手金融機関の破綻による国際金融市場の混乱が大きな影響を及ぼし、我が国においても、企業収益の悪化や設備投資・生産の減少が急速な勢いで進み、景気が落ち込みました。

医療機関及び医療設備を取り巻く環境は、国の総医療費抑制策の推進や医師不足に見られる人的問題を原因とした救急、産科及び地域医療の困窮など、医療提供体制の課題に直面しております。また国公立病院の予算削減、改正建築基準法の影響による医療設備工事の計画、完成の遅延及び医療設備製品の買い控えなどが見られ、厳しい状況が続いております。

このような環境を受け、当社グループは、急性期病院を中心に効率的な病院運営を行う設備及びサービスの事業展開を図ってまいりました。医療設備、病院内機器は、病院の工事受注、完成遅延並びに予算削減の影響を受け減少したものの、医療設備保守の受託件数が増加し、それに伴う設備修理・改修等が伸長いたしました。また、病院内の物流管理受託業務及び医療診療材料等の販売代行・支援サービスの受託件数も順調に推移し、売上高は、前連結会計年度から94億7百万円増加し、340億78百万円（前年同期比38.1%増）となりました。

損益の状況につきましては、厳しい市場変化に対処すべく、受注案件の原価管理の徹底、販売費及び一般管理費の削減をはかりましたが、医療設備、病院内機器の売上減少に伴う売上総利益の減少を吸収するまでには至りませんでした。

その結果、営業利益は、前連結会計年度から38百万円減少し、8億15百万円（前年同期比4.5%減）、経常利益は、前連結会計年度から44百万円減少し、8億57百万円（前年同期比4.9%減）、当期純利益は、前連結会計年度から33百万円減少し、4億5百万円（前年同期比7.6%減）となりました。

品目別の状況は、次のとおりであります。

(医療設備)

国公立病院の入札不調、改正建築基準法等の影響により、医療設備工事の受注、完成の遅延が生じ、売上高は82億71百万円（前年同期比9.0%減）となりました。

(病院内機器)

医療機関の備品購入の予算削減の影響を受け、注射薬用自動払出装置の消耗品、院内感染防止機器、診療材料・医薬品等の物品管理用システムキャビネット等が減少し、売上高は7億3百万円（前年同期比53.2%減）となりました。

(受託業務)

医療ガス供給設備の保守点検の件数が順調に増加し、それに伴う設備更新が伸びました。また、病院経営効率化支援の需要増加により、大学病院などの物品管理受託業務、病院内のアウトソーシング業務管理サービスが順調に推移し、売上高は65億9百万円（前年同期比22.4%増）となりました。

(診療材料等)

物品管理委託業務の契約先である大学病院、国公立病院などの購買業務代行・支援サービス件数が増加したことで、売上高は184億74百万円（前年同期比116.2%増）となりました。

(その他)

サインシステムの販売が減少したことで、売上高は1億19百万円（前年同期比44.6%減）となりました。

当連結会計年度の受注高は、医療設備、病院内機器が減少したものの、医療設備保守、物流管理業務、購買業務代行支援サービスが順調に推移したことで、72億61百万円増加し、337億61百万円（前年同期比27.4%増）となりました。当連結会計年度末の受注残高は、74億95百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

当期における品目別売上高

区 分		第 58 期 平成20年 3 月期		第 59 期 平成21年 3 月期	
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
		千円	%	千円	%
医療設備	医療設備工事	6,850,838	27.8	5,832,650	17.1
	医療設備製品	2,236,246	9.1	2,438,570	7.2
小 計		9,087,085	36.8	8,271,221	24.3
病 院 内 機 器		1,503,180	6.1	703,686	2.1
受託業務	物流管理	3,570,051	14.5	3,720,679	10.9
	業務管理	95,460	0.4	10,162,282	3.0
	医療設備保守	1,653,299	6.7	1,772,386	5.2
小 計		5,318,812	21.6	6,509,348	19.1
診 療 材 料 等		8,546,301	34.6	18,474,464	54.2
そ の 他		215,512	0.9	119,326	0.3
合 計		24,670,891	100.0	34,078,048	100.0

(注) 当連結会計年度より、病院内のアウトソーシングに関する業務管理の売上が増加してきたため、品目別区分の「物流管理」より区分し、「業務管理」を新設しております。なお、第58期につきましては、変更後の区分に組み変えて算出しております。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割及び事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済のさらなる減速や企業収益の悪化、失業率の上昇など、我が国の経済は当面厳しい状況が続くものと予想されます。

医療を取り巻く環境につきましては、平成20年11月に発表されました社会保障国民会議の最終報告にあるように、「医療・介護サービスのあるべき姿」に向け、財源の確保を行うと同時に、人的資源の計画的養成・確保及び機能分化を推進するなど、不十分・非効率な医療・介護の提供体制の見直しに大きく動き出すことが予想されます。

このような環境変化を受け、当社グループはメディカルスタッフが直面する経営効率化の課題解決及び患者サービス向上に関する支援を通して、より機能的でより安全な環境づくりとコンサルティングからサービス（人的・物的）の一体的提供による継続的経営支援を提供してまいります。

さらに、お客様への付加価値を高めるため、従業員が一体となり、専門性を高め、製品戦略を追求し「つくる⇒つける⇒売る⇒維持する」という事業プロセスの最適化を目指し、安定成長を図りたいと存じます。

また、グリーンホスピタルサプライグループ（SHIPグループ）中核の一員として、更なるシナジーを図り、メーカーとしての機能・役割を十分に発揮しながら、業績向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第56期 平成18年3月期	第57期 平成19年3月期	第58期 平成20年3月期	第59期 平成21年3月期
受 注 高(千円)	17,264,043	16,162,953	26,500,803	33,761,988
売 上 高(千円)	17,368,457	16,854,056	24,670,891	34,078,048
経 常 利 益(千円)	276,291	681,429	901,529	857,089
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△559,666	364,657	439,163	405,662
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△46.37	29.81	35.90	33.17
総 資 産(千円)	19,227,871	18,835,392	22,403,743	22,958,903
純 資 産(千円)	11,826,854	12,165,752	12,436,472	12,665,087
自 己 資 本 比 率 (%)	61.5	64.1	55.2	54.9

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 第57期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(会計基準第5号平成17年12月9日)及び、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はグリーンホスピタルサプライ株式会社であり、同社は当社の株式6,619,400株(出資比率54.12%)を保有しております。

また、当社は同社に対し当社製品の販売を行っており、役員3名(取締役2名、監査役1名)を受け入れております。

(注) 出資比率は、自己株式(747,770株)を控除して計算しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エフエスユニ	50,000千円	100.0%	医療設備の保守点検及び補修工事
株式会社エフエスユニマネジメント	30,000千円	100.0%	医療材料等の在庫管理、搬送業務の受託及び販売
株式会社チェーンマネジメント	255,000千円	100.0% (100.0%)	医療用什器備品・器具・消耗品等の輸入・販売、医療用備品・消耗品等の売買の仲介

- (注) 1. 出資比率の欄の()内の数字は、間接保有割合(内数)であり、当社子会社が保有しております。
2. 上に掲げた重要な子会社3社を含む連結子会社は8社、持分法適用会社は1社であります。

(10) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、医療設備工事、医療設備製品の製造・販売、病院内物流管理受託業務及び医療設備保守受託業務、医療診療材料等の販売などを手がけており、安全で機能的な医療環境整備及び病院経営効率化支援サービスを提供しております。

区 分		主 要 品 目
医療設備	医療設備工事	医療ガス供給設備工事、手術室関連設備工事、ICUウォール工事、病室用ウォール工事
	医療設備製品	湿潤器、吸引器、医療ガス供給設備製品、手術室関連設備製品、ICUウォール製品、病室用ウォール製品
病 院 内 機 器		物品管理システム、フードサービス管理システム、ディスプレイエクター、注射薬自動払出装置、ユニ・オムニセル
受託業務	物 流 管 理	医療材料等の在庫管理、搬送業務の受託
	業 務 管 理	病院の包括的マネジメントアウトソーシングに係る業務受託
	医 療 設 備 保 守	医療設備保守受託業務
診 療 材 料 等		医療診療材料等の販売
そ の 他		福祉・介護関連商品、サインシステム

(11) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

企 業 集 団 の 名 称	主 な 営 業 所	所 在 地
株式会社セントラルユニ	本 社	東京都千代田区
	北 海 道 支 社	札幌市中央区
	東 北 支 社	仙台市太白区
	東 京 支 社	東京都千代田区
	名 古 屋 支 社	名古屋市中区
	大 阪 支 社	大阪市中央区
	広 島 支 社	広島市中区
	九 州 支 社	福岡県大野城市
	小 倉 工 場	北九州市小倉南区
株式会社エフエスユニ	本 社	東京都千代田区
株式会社エフエスユニマネジメント	本 社	東京都中央区
株式会社チェーンマネジメント	本 社	東京都中央区

(12) 従業員の状況（平成21年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
854名（603名）	104名増加（13名減少）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(13) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社 みずほ銀行	370,000千円
株式会社 福岡銀行	85,000千円
株式会社 西日本シティ銀行	42,500千円
株式会社 肥後銀行	42,500千円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する現況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,979,200株
- (3) 株主数 478名（前期末比 4名減）
- (4) 一単元の株式数 100株
- (5) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 株	出資比率 %
グリーンホスピタルサプライ株式会社	6,619,400	54.12
増田投資事業有限責任組合	1,545,100	12.63

- (注) 1. 出資比率は、小数点第3位未満を四捨五入によって表示しております。
2. 出資比率は、自己株式（747,770株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況及び重要な兼職状況
代表取締役社長	増 田 順	
取締役副社長	西 崎 積	営業本部長兼営業統括部長
取 締 役	元 田 忠 麿	事業本部長
取 締 役	細 川 賢 治	管理本部長兼経営企画部長兼コンプライアンス担当
取 締 役	古 川 國 久	グリーンホスピタルサプライ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	大 橋 太	株式会社エフエスユニマネジメント 代表取締役社長
取 締 役	田 中 伸 明	京都産業大学 経済学部 教授
取 締 役	小 川 宏 隆	グリーンホスピタルサプライ株式会社 専務取締役 シップコーポレーション株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	藤 原 孝	
監 査 役	松 尾 尚 弘	日本ビューホテル株式会社 常勤監査役
監 査 役	竹 原 靖 昌	グリーンホスピタルサプライ株式会社 常勤監査役
監 査 役	小 川 浩 賢	小島国際法律事務所 パートナー

- (注) 1. 平成20年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、監査役山口要三氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成20年6月25日開催の第58回定時株主総会において、小川浩賢氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 平成20年6月25日をもって、古川國久氏は代表取締役を辞任いたしました。
4. 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、平成20年6月25日開催の第58回定時株主総会において補欠の社外監査役として横山裕司氏が選任されております。
5. 取締役田中伸明、小川宏隆の両氏は、社外取締役であります。
6. 監査役竹原靖昌、小川浩賢の両氏は、社外監査役であります。
7. 監査役藤原孝氏は、長年にわたり当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役松尾尚弘氏は、長年にわたり金融機関における経験及び当社において経理業務を含む管理部門での経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役	5名	77,850千円	(うち社外取締役1名 3,600千円)
監査役	4名	14,160千円	(うち社外監査役2名 2,400千円)
合計	9名	92,010千円	(うち社外役員3名 6,000千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
 4. 取締役のうち、3名は無報酬であります。
 5. 監査役のうち、1名は無報酬であります。
 6. 上記には、平成20年6月25日開催の第58回定時株主総会終結のときをもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
 7. 当社は平成11年7月1日付で役員退職金制度を廃止しておりますが、当期末における役員退職慰労金の残高は以下のとおりです。
 監査役1名 1,666千円

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 社外取締役に関する事項

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役小川宏隆氏は、グリーンホスピタルサプライ株式会社(当社の親会社)の専務取締役、シップコーポレーション株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

なお、グリーンホスピタルサプライ株式会社及びシップコーポレーション株式会社との間には製品売上等の取引があります。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

(1) 取締役会での活動状況

氏 名	会社における地位	主 な 活 動 状 況
田 中 伸 明	取 締 役	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、主に経営者としての観点や医師としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小 川 宏 隆	取 締 役	当期開催の取締役会13回のうち、12回出席し、主に経験豊富な経営者としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(2) 取締役の意見によって変更された事業方針
該当事項はありません。

(3) 当社の不祥事等に関する対応の概要
当事業年度において、法令又は定款違反の事実その他不当な業務の
執行が行われた事実はありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるように、定款
第29条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠
償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該規定に基づき、当社と社外取締役田中申明、小川宏隆の両氏は責
任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任
務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することがで
きる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額と
する。

カ. 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた
報酬等の額

1名 20,000千円

② 社外監査役に関する事項

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

(1) 取締役会及び監査役会での活動状況

氏名	会社における地位	主な活動状況
竹原靖昌	監査役	当期開催の取締役会13回のうち、11回に出席し、また、当期開催の監査役会10回のうち、8回に出席し、主に当社親会社における常勤監査役としての豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小川浩賢	監査役	平成20年6月25日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席し、また、平成20年6月25日就任以降開催の監査役会8回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(2) 監査役の見地によって変更された事業方針

該当事項はありません。

(3) 当社の不祥事等に関する対応の概要

当事業年度において、法令又は定款違反の事実その他不正な業務の執行が行われた事実はありません。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるように、定款第35条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該規定に基づき、当社と社外監査役竹原靖昌、小川浩賢の両氏は責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。

カ. 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

1名 8,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、公認会計士法に定める監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
2. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記1の金額はこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。なお、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決議しております。なお、本決議は平成21年1月15日及び平成21年5月15日に一部改定を行っており、下記は最新の決議の概要です。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正且つ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- ② 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス管理委員会」を設置する。コンプライアンス規程を制定し、これによりグループ横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握、対応に努める。
- ③ 内部監査室を設置し、社長が直轄する。内部監査室は社長の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。
- ④ グループ内における法令遵守上疑義のある行為等について、取締役・使用人が気づいたときは、管理部長、常勤監査役、社外の弁護士等に通報する体制を整備する。その直接通報を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置、運営する。
この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。
- ⑤ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切にグループの取締役・使用人に開示し、周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保管・保存を行う。
- ② 情報の管理については、社内情報管理規程及び情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスクに対処すべく、リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。

リスク管理規程を定め、個々のリスクについて管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

- ② 有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ③ 各部門は、事業の継続性を確保するため、リスクを洗い出し、そのリスクの軽減等に取り組み、体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。必要に応じ臨時に取締役会を開催する。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

- ② 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年次計画を策定し、グループ会社を含めた全社的な目標を設定する。各部門の担当取締役においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とする。当該社外取締役は、法令が定める独立性要件を充足するものとする。

- ④ 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

- ⑤ 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程、並びに権限規程に定める手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため「グループ会社管理規程」を制定すると共に、関連する諸規程類を整備する。
- ② グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ④ 内部監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、取締役会に報告する。
- ⑤ 監査役は、連結経営に対応したグループ会社全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の独立性に関する事項

- ① 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ② 監査役スタッフの評価・人事異動・賃金等は、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役・使用人は、監査役に対し取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 取締役・使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、コンプライアンス管理委員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- ④ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- ⑤ 監査役の半数以上は独立社外監査役とし、対外透明性を確保する。当該社外監査役は、法令が定める独立性要件を充足するものとする。

(8) 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための体制

- ① 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たない。反社会的勢力による不当要求に組織全体で法的措置も含めて、厳格に対応し、一切の不当要求はこれを拒絶する。また、社内研修を通し社員教育に努める。
- ② 反社会的勢力もしくは反社会的勢力と疑われる勢力との接触にあたっては直ちに上司に報告し、上司は不当要求防止責任者である管理部長へ報告するものとする。また、不当要求防止責任者は反社会的勢力の不当要求に対する対応に関して、その端緒・経過・結果等につき取締役会に報告する。被害が発生する恐れのある場合や被害が発生した場合は、不当要求防止責任者が警察・証券代行・法律事務所等の外部専門機関と情報共有・連携を行い、企業と関係者の安全を確保しつつ法的措置を行う。

(注) 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,579,666	流動負債	9,376,803
現金及び預金	4,235,264	支払手形及び買掛金	6,941,433
受取手形及び売掛金	7,249,968	短期借入金	287,040
有価証券	58,402	一年以内償還予定の社債	50,000
商品及び製品	1,168,175	未払金	234,783
仕掛品	1,785,691	未払法人税等	208,118
原材料及び貯蔵品	48,442	未払消費税等	74,306
繰延税金資産	263,912	前受金	990,117
関係会社預け金	2,800,000	賞与引当金	221,707
未収消費税等	6,241	その他	369,296
その他	973,803	固定負債	917,012
貸倒引当金	△10,236	長期借入金	262,112
固定資産	4,379,236	退職給付引当金	628,860
有形固定資産	3,209,081	役員退職慰労引当金	1,666
建物及び構築物	1,112,937	負ののれん	14,686
工具器具及び備品	287,491	その他	9,687
土地	1,787,350	負債合計	10,293,815
その他	21,300	純資産の部	
無形固定資産	236,649	株主資本	12,629,170
のれん	88,357	資本金	1,707,000
その他	148,292	資本剰余金	2,863,069
投資その他の資産	933,505	利益剰余金	8,461,753
投資有価証券	350,241	自己株式	△402,652
繰延税金資産	295,313	評価・換算差額等	△29,061
その他	289,061	其他有価証券 評価差額金	4,244
貸倒引当金	△1,111	為替換算調整勘定	△33,305
資産合計	22,958,903	少数株主持分	64,978
		純資産合計	12,665,087
		負債・純資産合計	22,958,903

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		34,078,048
売 上 原 価		29,636,099
売 上 総 利 益		4,441,948
販売費及び一般管理費		3,626,564
営 業 利 益		815,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	33,956	
受 取 配 当 金	7,138	
受 取 貸 貸 料	19,635	
負 の の れ ん 償 却 額	4,143	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4,853	
そ の 他	17,767	87,496
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,106	
支 払 貸 借 料	1,200	
為 替 差 損	34,482	
そ の 他	1	45,790
経 常 利 益		857,089
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	180	
商品販売撤退に伴う商品譲渡益	11,610	
製 品 改 修 戻 入 益	6,282	
そ の 他	3,501	21,575
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	2,331	
減 損 損 失	2,416	
訴 訟 和 解 金	50,002	
業 務 委 託 契 約 解 約 損	6,989	
そ の 他	4,855	66,594
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		812,070
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	320,329	
法 人 税 等 調 整 額	72,809	393,139
少 数 株 主 利 益		13,268
当 期 純 利 益		405,662

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	1,707,000	2,863,069	8,190,637	△402,595	12,358,112
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△134,547	－	△134,547
当 期 純 利 益	－	－	405,662	－	405,662
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△57	△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	271,115	△57	271,058
平成21年3月31日 残高	1,707,000	2,863,069	8,461,753	△402,652	12,629,170

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日 残高	17,368	△14,994	2,374	75,985	12,436,472
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△134,547
当 期 純 利 益	－	－	－	－	405,662
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△57
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△13,124	△18,311	△31,435	△11,007	△42,443
連結会計年度中の変動額合計	△13,124	△18,311	△31,435	△11,007	228,614
平成21年3月31日 残高	4,244	△33,305	△29,061	64,978	12,665,087

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 8社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社エフエスユニ
株式会社エフエスユニマネジメント
株式会社チェーンマネジメント
株式会社AMC
株式会社ヘルスケアリソースマネジメント
韓国セントラル株式会社
韓国ユニ株式会社
台湾優寧股份有限公司 |

(2) 非連結子会社の状況

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 持分法適用の非連結子会社又は関連会社 | 1社 |
| ② 持分法適用の会社の名称 | 株式会社エフエスナゴヤ |

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当なし

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の時価基準及び評価方法

① 有価証券

その他の有価証券
時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

商品

診療材料…総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

その他…移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

製品・仕掛品	注文品…個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
	標準品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
未成工事支出金	個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～47年 |
| 工具器具及び備品 | 2年～20年 |

(追加情報)

当社及び国内連結子会社の機械装置につきましては、従来、耐用年数を9～12年としておりましたが、当連結会計年度より法人税法の改正を契機とし見直しを行い、8～9年に変更しております。

これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
- 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 工事損失引当金
- 受注工事の損失に備えるため、損失の見込まれる期末仕掛工事について損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 当社は、平成11年7月1日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。
なお、役員退職慰労引当金の既引当金残高は、各役員の退職時に、当該役員に対する引当金を支給し、取崩すこととしております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用も同様に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
- ② リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ③ 重要なヘッジ会計の方法
- イ ヘッジ会計の方法
- ヘッジ会計の要件を充たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、先物為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。
- ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。
- a. ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 借入金
- b. ヘッジ手段 … 先物為替予約
ヘッジ対象 … 輸入取引に伴う外貨建金銭債務
- ハ ヘッジ方針 金利スワップについては、取締役会で承認された資金調達計画に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。
また、先物為替予約については、為替変動リスクをヘッジし、外貨建金銭債務の支払いを確定させることを目的としております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

④ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、その効果の発現する期間を個別に見積もり、償却期間を決定した上で均等に償却することによっております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産のうち、従来、診療材料については総平均法による原価法、その他については、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、診療材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他については主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ7,162千円減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用
当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

なお、これによる損益へ与える影響は軽微であります。

(3) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当連結会計年度より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式の作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲載されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲載しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,149,705千円、1,420,890千円、78,393千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金

7,040千円

上記に対応する債務

短期借入金

7,040千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

2,430,845千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 当社の連結子会社である株式会社エフエスユーマネジメントにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入未実行残高	200,000千円
差引額	100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,979,200	—	—	12,979,200
合計	12,979,200	—	—	12,979,200

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	134,547	11	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	122,314	10	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,030円14銭

2. 1株当たり当期純利益 33円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	10,833,732	流 動 負 債	3,524,553
現金及び預金	1,845,972	支払手形	281,239
受取手形	1,110,511	買掛金	1,269,172
売掛金	1,120,948	工事未払金	689,035
完成工事未収入金	927,725	1年以内返済予定の長期借入金	80,000
商品及び製品	445,681	リース債務	172
仕掛品	133,389	未払金	47,411
原材料及び貯蔵品	10,268	未払費用	56,031
未成工事支出金	1,596,017	未払法人税等	6,269
前渡金	15,750	未成工事受入金	936,315
前払費用	15,554	前受金	26,918
信託受益権	658,844	預り金	20,082
繰延税金資産	163,570	前受収益	3,905
短期貸付金	153,974	賞与引当金	108,000
関係会社預け金	2,500,000	固 定 負 債	685,948
未収法人税等	81,539	長期借入金	260,000
未収消費税等	6,963	リース債務	580
その他貸倒引当金	△540	退職給付引当金	421,720
固 定 資 産	4,346,611	役員退職慰労引当金	1,666
有形固定資産	2,980,034	預り保証金	1,950
建物	1,026,195	その他	30
構築物	48,396	負 債 合 計	4,210,501
機械及び装置	11,162	純 資 産 の 部	
車両運搬具	366	株 主 資 本	10,965,597
工具器具及び備品	105,815	資本金	1,707,000
土地	1,787,350	資本剰余金	2,863,069
リース資産	746	資本準備金	2,863,061
無形固定資産	60,251	その他資本剰余金	7
ソフトウェア	53,271	利 益 剰 余 金	6,798,179
電話加入権	6,674	利益準備金	243,000
水道施設利用権	305	その他利益剰余金	6,555,179
投資その他の資産	1,306,325	別途積立金	6,000,000
投資有価証券	227,128	繰越利益剰余金	555,179
関係会社株式	534,719	自 己 株 式	△402,652
長期貸付金	102,568	評価・換算差額等	4,244
敷金	89,408	その他有価証券	4,244
保険積立金	16,070	評価差額金	
長期前払費用	2,235	純 資 産 合 計	10,969,841
繰延税金資産	216,940	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,180,343
投資不動産	116,617		
その他	1,111		
貸倒引当金	△1,111		
資 産 合 計	15,180,343		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,638,186
売 上 原 価		6,163,104
売 上 総 利 益		2,475,082
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,372,519
営 業 利 益		102,562
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29,021	
有 価 証 券 利 息	246	
受 取 配 当 金	132,654	
信 託 配 当 金	5,058	
受 取 貸 貸 料	55,359	
雑 収 入	6,863	229,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,995	
支 払 貸 借 料	16,200	
為 替 差 損	12,277	33,472
経 常 利 益		298,293
特 別 利 益		
商 品 販 売 撤 退 に 伴 う 商 品 譲 渡 益	11,610	
製 品 改 修 戻 入 益	6,282	
そ の 他	638	18,532
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,750	
減 損 損 失	2,416	
訴 訟 和 解 金	48,502	
そ の 他	1,209	53,877
税 引 前 当 期 純 利 益		262,947
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,231	
法 人 税 等 調 整 額	77,648	88,879
当 期 純 利 益		174,067

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
平成20年3月31日 残高	1,707,000	2,863,061	7	2,863,069	243,000	6,000,000	515,659	6,758,659	△402,595	10,926,134
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△134,547	△134,547	-	△134,547
当期純利益	-	-	-	-	-	-	174,067	174,067	-	174,067
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△57	△57
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	39,520	39,520	△57	39,463
平成21年3月31日 残高	1,707,000	2,863,061	7	2,863,069	243,000	6,000,000	555,179	6,798,179	△402,652	10,965,597

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	17,368	17,368	10,943,502
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△134,547
当期純利益	-	-	174,067
自己株式の取得	-	-	△57
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	△13,124	△13,124	△13,124
事業年度中の変動額合計	△13,124	△13,124	26,339
平成21年3月31日 残高	4,244	4,244	10,969,841

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|--|
| ① 商品 | 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) |
| ② 製品及び仕掛品 | 注文品…個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)
標準品…移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) |
| ③ 原材料 | 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法) |
| ④ 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

(追加情報)

機械装置につきましては、従来、耐用年数を9～12年としておりましたが、当事業年度より法人税法の改正を契機とし見直しを行い、8～9年に変更しております。

これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

定額法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、損失の見込まれる期末仕掛工事について損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社は、平成11年7月1日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、役員退職慰労引当金の既引当金残高は、各役員の退職時に当該役員に対する引当額を支給し、取崩すこととしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を充たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。また、先物為替予約が付されている外貨建金銭債務については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりです。

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

b. ヘッジ手段…先物為替予約

ヘッジ対象…輸入取引に伴う外貨建金銭債務

- ③ ヘッジ方針
金利スワップについては、取締役会で承認された資金調達計画に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジすることを目的としております。
また、先物為替予約については、為替変動リスクをヘッジし、外貨建金銭債務の支払いを確定させることを目的としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引については、特例処理の要件を充たしているため、有効性の判定を省略しております。
また、先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振り当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、差額は損益として処理しております。
- (4) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計処理方法の変更)

1. 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を当事業年度より適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(表示方法の変更)

「財務諸表等の用語、様式の作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「商品」「製品」として掲載されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」と一括して掲載しております。なお、当事業年度に含まれる「商品」「製品」は、それぞれ3,777千円、441,903千円、であります。また、前事業年度において、「原材料」として掲載されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」と掲載しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,014,172千円
なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
短期金銭債権 3,147,019千円
長期金銭債権 96,390千円
短期金銭債務 14,808千円

(損益計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
(1) 営業取引による取引高
売上高 1,278,068千円
仕入高 296,898千円
(2) 営業取引以外の取引による取引高
受取賃貸料 41,892千円
受取配当金 125,515千円
受取利息 24,138千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	747,650	120	—	747,770
合計	747,650	120	—	747,770

(注) 当事業年度における増加120株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金損金算入限度超過額	50,168
貸倒引当金損金算入限度超過額	452
たな卸資産評価減	91,513
たな卸資産未実現利益消去	18,221
繰越欠損金	2,117
その他	1,096
繰延税金資産（流動）合計	163,570
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金損金算入限度超過額	171,640
役員退職慰労引当額	678
関係会社株式評価損否認額	8,416
減価償却超過額	47,534
固定資産減損否認額	48,816
その他有価証券評価差額金	157
繰延税金資産（固定）小計	277,243
評価性引当額	△57,232
繰延税金資産（固定）合計	220,010
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△3,070
繰延税金負債（固定）合計	△3,070
繰延税金資産（固定）純額	216,940

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具及び備品	130,892	86,704	44,188
合計	130,892	86,704	44,188

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,798千円
1年超	20,390千円
合計	44,188千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	33,859千円
減価償却費相当額	33,859千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の 兼任等	事業 上の 関係				
親会社	グリーン ホスピタル 株式会社	大阪府 吹田市	5,667,081	医療機器、医療 設備、医療 用システム及 び診療材料の 販	-	3名	当 社 製 品 売	余剰資金	1,000,000	関係会社	2,500,000
								の預け入れ		預け金	
								利息の受取	21,540		
								当製品	409,088	売掛金	110,509
								の販売	51,321	買掛金	142
								の器			
								材			
								購			
								の入			

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

グリーンホスピタルサプライ株式会社への余剰資金の預け入れは、月末日全銀協TIBOR市場金利を勘案して決定しております。運用期間は各月末までの1ヶ月とし、特に申し出のない限り、更に1ヶ月の継続扱いとなっております。

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 896円86銭
2. 1株当たり当期純利益 14円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社セントラルユニ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村田賢治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セントラルユニの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セントラルユニ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

株式会社セントラルユニ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村田賢治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セントラルユニの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

株式会社セントラルユニ 監査役会

常勤監査役 藤原 孝 ⑩

監査役 松尾 尚弘 ⑩

社外監査役 竹原 靖昌 ⑩

社外監査役 小川 浩賢 ⑩